

学校生活の手引き
(生徒手帳抜粋)

令和 8 年度
(2026 年度)

東京都立東村山西高等学校

生活に関する心得

充実した学校生活をおくるために教育目標を良く理解しましょう。

(1) けじめのある学校生活をおくる。

遅刻は1日の大きな損失。事故防止のため余裕を持って登校する。

(2) 礼儀正しい態度を身につける。

教職員、外来者には、明るく挨拶をする。

(3) 環境の美化にすすんで取り組む態度を身につける。

- ・決められた清掃は責任をもって果たすとともに、すすんで美化に努める。
- ・常に清潔で明るい学習環境を保つため、まず、一人ひとりが汚さないように心掛ける。
- ・公共物は大切に使う。

(4) 登校・下校

- ・登下校の際は交通規則、交通道德を守り、事故防止につとめる。
- ・朝8時40分までに教室で1限の準備をする。16時50分までに下校する。
- ・登校後は、放課後まで外出を禁止する。やむを得ず外出の必要が生じた場合には、学級担任に願い出て許可を受ける。(諸届願一覧参照)
- ・休日の登校は原則として禁止する。ただし、部活動などで登校する場合には、所定の手続きにより許可を受け、顧問の監督下で活動する。
- ・休業中については別に定める。

(5) 所持品

- ・携帯電話は、使用が許可されていない時(授業・式典等)には使用してはならない。
- ・生徒証は、常に携帯すること。
- ・所持品には、必ず記名し、各自が責任をもって管理する。
- ・貴重品の持ち込みは最低限とし、ロッカーにしまうなどして各自が責任をもって管理する。
- ・拾得物、遺失物、または盗難被害にあったときは、ただちに担当教員、学級担任に届ける。(届・願一覧表参照)
- ・生徒間の金銭・物品の貸借はしない。

(6) 校内活動

- ・集会・掲示・署名等の活動は担当教員を通じて生活指導部の許可を受ける。
- ・昼食は各自持参すること。

(7) 校外活動

- ・生徒会、部活動で対外活動を行う場合には、担当教員、顧問、部活動指導委員の監督下で行う。
- ・校外で事故を起こしたり、事故にあたりした場合は、すみやかに警察・学校に連絡する。

(8) 学校設備、器具など

- ・ 校内の備品を万一破損の場合は、直ちに担任または担当教員に届け出て指示を受ける。
状況によっては弁償させることもある。(諸届願一覧参照)
- ・ 学校の施設、備品等を使用するときは、事前に所定の手続きをとり許可を受ける。
- ・ ロッカーは、鍵をかけて使用する。

(9) 禁止事項

- ・ 登下校時の原動機付自転車、自動二輪車、自動車、電動キックボードの乗車、同乗。
- ・ 自動車での送迎及び近隣への駐車。やむを得ない場合に限り、保護者や家族による自動車の送迎を認める(要連絡)。
- ・ 生徒間の金銭の徴収、物品の売買。

服装について

◎制服は正しく着用する

◎制服への加工は認めない

＜制服着用規定＞

	通常（冬服期間）	夏服期間（5月1日～10月31日）
ブレザー	本校指定のブレザー。	着用は特に定めない。
カーディガン ベスト	本校指定のカーディガン・ベスト。	
ワイシャツ	白色無地のもの。	
ポロシャツ	着用不可。	白色又は紺色のもの。
ネクタイ	本校指定のネクタイ。	着用は特に定めない。 ブレザー着用時には、本校指定の ネクタイを必ず着用する。
スラックス スカート	本校指定のスラックス・スカート。	
靴下	色の指定はしないが、華美でないものとする。	
タイツ	防寒上必要な場合は着用可とする。	
履物	通学用は特に指定しないが、ブーツ・サンダルは着用不可とする。 上履き・体育館履きは、本校指定のものを着用する。	

※健康上の理由等で、上記の制服着用規定以外の衣類を着用しなければならない場合には、学校に相談してください。

制 服 ・休日登校・長期休業中の登校・校外教育活動の場合も平日とすべて同様とする。

- ・スカートの丈は、膝頭の中心を基準とする。
- ・制服を加工した場合は、買い直しになる。

防 寒 着 ・華美でないもの、高価でないものとする。
（色は黒・紺・茶・ベージュ・白・灰・青・緑を基調とする。ただし、青・緑は暗い色とする）

頭 髪 ・生来の髪の手入れ、染色・脱色は禁止。

化 粧 ・化粧は禁止。マニキュアやネイル等、爪の加工も禁止。

装 飾 品 ・ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット等のアクセサリーの着用は禁止。

異 装 届 ・やむを得ず異装する場合は、期限を定めて許可する。
「この場合、事前に担任を通じて生活指導部の許可を受ける
(諸届願一覧参照)」

自転車通学規定

- 1 許可制とする。許可基準は、収容台数、希望者の通学距離、交通機関の状況によって定める。
- 2 希望者は、「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、担任を通して生活指導部に申請する。許可には、以下を条件とする。
 - (1) 防犯登録済であること（登録番号を明記）。
 - (2) 自転車傷害保険に加入していること。
 - (3) 乗車時に着用するヘルメットを所有していること。
 - (4) 雨天時に着用するレインコートを所有していること。
- 3 許可を受けた者は指定された番号を記入したステッカーを自転車の見やすい位置（原則として「後部の泥除け」）に貼る。
- 4 自転車通学者の義務
多勢による自転車通学は本人の事故のみならず、一般歩行者、その他への危険、迷惑になることが多い。自転車利用の許可を受ける者は以下の事項を必ず守る。
 - (1) 交通ルールを守る。
 - (2) 通行人には進路をゆずる。
 - (3) イヤホンをしての運転は禁止する。
 - (4) ヘルメットを着用すること。
 - (5) 自転車は必ず指定された位置におく。
 - (6) 駐輪禁止区域など学校周辺に放置することは厳禁する。
- 5 自転車使用の仕方が適切でない場合は、許可を取り消される。